

Title	韓国「訴訟促進等に関する特例法」(一九八一年一月二九日公布)について
Sub Title	Gesetz zur Beschleunigung des Prozeßes in Südkorea
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira) 金, 洪奎(Kimu, Hongyu) 韓国法研究会(Study Group of Korean Law)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.12 (1981. 12) ,p.100- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811215-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

韓国「訴訟促進等に関する特例法」(一九八一年一月二九日公布)

について

韓国法研究会

I 序 言

韓国において、一九八一年一月二九日に「訴訟促進等に関する特例法」が公布された。一九七七年七月一日施行の西独民訴簡素化法とともに、訴訟促進の要請が叫ばれながら未だ抜本的な改正による遅延対策の構じられていない我が国の民訴法の改正・立法論を考へる場合、参考になる問題点を含む右特例法をここに紹介する。

Ⅱにおいて、右特例法の条文を、Ⅲにおいて、法院行政処(我が国の最高裁判所事務総局にあたる)提供の右特例法の解説(法律新聞一三九〇号所収)をいずれも翻訳により掲載する。

いずれの資料も、光州高等法院部長判事李時潤博士の提供によるものであり、翻訳については、延世大学校法科大学教授金洪奎博士の全面的な御協力を得た。一九八一年四月から五月にかけて約一ヶ月間ソウルの延世大学校に滞在した。その間に、ソウル国立大学校

法科大学教授黄迪仁博士及び前記李判事と面談する機会があつた。その折、両氏から本特例法の内容や立法の経緯を伺つた。これがここに本特例法を紹介する契機となつた。黄、金の両教授並びに李判事、さらにはソウル滞在の機会を与えて頂いた延世大学校に対し、記して感謝の意を表する次第である。

西独の民訴簡素化法についてもそうであるが、本特例法についても、それが実務上いかに機能しているかという点については、統計等に現われる運用の実績をみる必要があることはいうまでもない。それを検討することによつて本特例法の制定が奏功したか否かを判断することができる。今後の運用の実績をみまもりたいと思う。

ところで、韓国法研究会は、すでに韓国の司法制度について若干の紹介と解説をしているが、「韓国の司法制度」法学研究五二巻一〇号五六頁以下)、本資料の前提になる民訴法の翻訳・紹介の作業は未だ終了していない。本来なら、本特例法の紹介に先だつて、この作業を

先ず終了させるのが筋であろうが、韓国民訴訟は我が民訴訟と比べてそれほど大きく異なるものではないから、前者の紹介なしに本特例法の紹介をすることが著しく不都合であるとはいえないことを附言しておきたい。

また、本法には資料的価値があると考えるので、とりあえずこれを紹介することにして、本法の評価は別の機会に譲りたいと思う。

昭和五六年七月三日

石川 明

Ⅱ 資料、その一

法律第三三六一号

訴訟促進等に関する特例法（※は訳者註である）

第一章 総 則

第一条〔目的〕 この法律は、訴訟の遅延を防止し、国民の権利義務の迅速な実現と紛争処理の促進を期することを目的とする。

第二条〔特例の範囲〕 この法律は、第一条の目的を達成するために法定利率、民事訴訟、小額審判、強制執行及び刑事訴訟に関する特例を規定する。

第二章 法定利率に関する特例

第三条〔法定利率〕 (1) 金銭債務の全部又は一部の履行を命じる判決（審判を含む、以下同じ）を言渡す場合に、金銭債務不履行による損害賠償額算定の基準になる法定利率は、その金銭債務の履行を求める訴状又はこれに準ずる書面が債務者に送達された日の翌日から利息制限法の範囲内で大統領令で定める利率による。但し、民事訴訟法第二十九条（※日本民訴法第二二六条該当）に規定する訴えに該当する場合はこの限りではない。

(2) 債務者がその履行義務の存在を宣言する事実審判決が言渡されるまで、その存否や範囲に関して抗争するのが相当であると認められるとき、その相当な範囲内で第一項の規定はこれを適用しない。

第三章 民事訴訟に関する特例

第四条〔期日延期の制限〕 (1) 裁判所の職権による期日の変更又は延期は二回に限つてすることができる。

(2) 当事者の期日の変更、延期又は続行の申立ては各二回に限つてこれをなすことができる。

(3) 第二項の申立てをするには、その事由を疎明しなければならぬ。

第五条〔除外又は忌避の申立ての却下〕 (1) 除外又は忌避の申立てが訴訟遅延を目的とすることが明らかであるときは、申立てを受

けた裁判所又は裁判官は決定を以てこれを却下することを要する。

(2) 第一項の規定による却下決定に対しては即時抗告をすることができる。

(3) 第二項の即時抗告は執行停止の効力を有しない。

(4) 除斥又は忌避の申立てが却下されたときは訴訟手続は停止されない。

(5) 第三項及び第四項の規定は、民事訴訟法第四条第一項(※除斥又は忌避申立てが前条の規定(除斥、忌避申立的方式、日本民訴法第三八条該当)に違反するときは、申立てを受けた裁判所又は裁判官は決定を以つてこれを却下する)により除斥又は忌避の申立てが却下された場合に、これを準用する。

第六条〔仮執行の宣言〕 (1) 財産権の請求に関する判決には、相当な理由がない限り、当事者の申立ての有無にかかわらず仮執行することができる旨を宣言しなければならない。但し、國家を被告とする財産権の請求に関しては、仮執行の宣言を付することができる。

(2) 仮執行宣言を付するにあたり過分の担保を提供させてはならない。

第七条〔裁判官の署名・捺印に関する特例〕 (1) 決定又は命令には裁判官の署名・捺印にかえて、記名・捺印するをもつて足りる。

(2) 第二項の規定は、確定判決と同一の効力を有する調書を除く調書に、裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所主事又は裁

判所主事補が署名・捺印する場合にこれを準用する。

第八条〔原審裁判長の上訴状審査権〕 (1) 控訴状又は上告状(以下「上訴状」という)に民事訴訟法第三六七条第二項(※日本民訴法第三六七条第二項に該当)の規定に違反する場合と上訴状に法律の規定による印紙を貼用しなかつたとき、原審裁判長は控訴人又は上告人(以下「上訴人」とする)に対して相当な期間を定めて、その期間内に欠缺の補正を命ずることができる。

(2) 上訴人が欠缺の補正をしないとき及び上訴期間を徒過したときは、原審裁判長は、命令により上訴状を却下しなければならない。

(3) 民事訴訟法第二三一条第三項及び第四項(※日本民訴法第二三一条第三項及び第四項に該当)の規定は第二項の場合に準用する。

第九条〔上訴記録の送付に関する特例〕 第八条第一項の規定によつて原審裁判長が欠缺の補正を命じた場合、上訴記録送付はその欠缺が補正された日から一週間以内にこれをしなければならない。

第一〇条〔上訴審裁判長の上訴状却下〕 第八条第二項の場合に原審裁判長が上訴状を却下しないとき、上訴審裁判長は命令を以つて上訴状を却下しなければならない。

第一条〔上告理由の制限〕 (1) 民事訴訟法第三九三条及び第三九四条(※日本民訴法第三九四条及び第三九五条該当)の規定にかかわらず、上告は、判決に影響を及ぼす以下の各号に該当する事由があることを理由とするときに限り、これを行うことができる。

一、憲法に違反するか、又は憲法解釈が不当なとき

二、命令・規則又は処分は法律違反性に関する判断が不当なとき
三、法律・命令・規則又は処分の解釈が大法院判例と相反するとき

(2) 第一項第三号に規定する事由があるときで、大法院の従来の判例を変更して原審判決を維持するのが相当であると認める場合には、上告を棄却しなければならない。

第二條〔許可上告〕 (1) 大法院は第一條に規定された上告理由がないときにも、法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件につき、その判決確定前に当事者の申立がある場合に限って、大法院規則の定めに従って上告を許可することができる。

(2) 第一項の規定によつて上告が許可されたとき、大法院は、原審判決を破棄しなければ顯著に正義と衡平に反すると認めるにたりる重大な法令違反がある場合には、原審判決を破棄しなければならない。

第三條〔再抗告〕 第一條及び第二條の規定は、抗告裁判所の決定と高等裁判所の決定及び命令に対する再抗告の場合にこれを準用する。

第四條〔競売期日の公告方法〕 (1) 不動産の強制競売又は任意競売において、競売期日の公告は、公告事項を記載した書面を裁判所の掲示板に掲示する方法によつてのみなされる。

(2) 裁判所が必要であると認めるときには、公告事項の要旨を一つ又は複数の日刊新聞紙に掲載してこれを公告することができる。

第五條〔競売許可決定に対する抗告の制限〕 (1) 確定の終局判

決・訴訟上の和解調書・認諾調書・調停調書及び確定の終局判決と同一の効力がある裁判を債務名義とする不動産競売手続（不動産競売手続が適用される他の競売手続を含む）において、競売許可決定に対する抗告を提起しようとする者は、担保として、競落代金の一〇分の二に相当する現金・金融機関が発行した自己宛小切手、又は大法院規則で定める有価証券を提供しなければならない。

(2) 抗告提起において、抗告状に第一項の規定による担保の提供があることを証明する書類を添付しない場合は、原審裁判所はその抗告状を受付けた日から七日以内に決定を以つてこれを却下しなければならない。

(3) 第二項の決定に対しては不服を申立てることができない。

第六條〔弁護士報酬と訴訟費用〕 (1) 訴訟代理をした弁護士に当事者が支払い又は支払うべき報酬は、大法院規則で定める金額の範囲内でこれを訴訟費用とする。

(2) 第一項の訴訟費用の算定においては、数人の弁護士が訴訟代理をしたときも一人の弁護士が訴訟代理をしたものと看做す。

第四章 少額事件審判に関する特例

第七條〔事務所等所在地の特別裁判籍〕 事務所又は営業所に継続して勤務する者に対する訴えは、その事務所又は営業所所在地を管轄する裁判所にこれを提起することができる。

第八條〔一部請求の制限〕 (1) 金銭その他の代替物又は有価証券

の一定の数量の支払いを目的とする請求において、債権者は少額事件審判法の適用を受ける目的のために請求を分割してその一部だけを請求することはできない。

- (2) 第一項の規定に違反する訴えは、判決を以つてこれを却下しなければならぬ。

第十九条(証拠調べに関する特例) (1) 民事訴訟法第三三九条(※日本民訴法第三三六条に該当)の規定にもかかわらず、裁判官は何時にても当事者本人を訊問して、これを証拠とすることができる。

- (2) 当事者が、証人申請にかえて、証人になるべき者の陳述を記録した公正証書の正本を提出するか、又は、証人の証言にかえてその陳述を記録した公正証書の正本を提出した場合は、裁判官はこれを証拠とすることができる。

第二〇条(判決に関する特例) (1) 判決の言渡しは、弁論終結後直ちにすることができる。

- (2) 判決の言渡しをするには主文を朗読し、主文が正当である旨を認めることができる範囲内でその理由の要旨を口頭で説明しなければならぬ。

(3) 判決書には理由を記載しない。但し、特に必要と認める場合には理由を記載することができる。

第五章 刑事訴訟に関する特例

第二十一条~第二四条 省略

第二五条(賠償命令) (1) 第一審又は第二審の刑事公判手続において、刑法第二五七条第一項(※日本刑法第二〇四条該当)・第二五八

条第一項(※人の身体を傷害して生命に対する危険を発生させた者は一年以上二〇年以下の懲役に処す旨の規定。日本刑法には該当条文がない)・第二五八条第二項(※身体の傷害によつて不具又は不治あるいは難治の疾病に至らしめた者も前項(二五八条一項)の刑と同じとする旨の規定。

日本刑法には該当条文がない)・第二五九条第一項(※日本刑法第二〇五条第一項該当)・第二六二条(尊属暴行致死傷の罪を除外する)(※暴行の罪を犯して人を死傷に至らしめた者は、第二五七条乃至第二五九条の例による旨の規定。日本刑法には直接の該当条文がない)・刑法第二六章(※日本刑法第二八章に該当)・第三八章乃至第四〇章及び第四二章(※日本刑法第三六章乃至第三八章及び第四〇章に該当)に規定

された罪に関して有罪判決の言渡しをする場合、裁判所は、職権により又は被害者若しくはその相続人(以下「被害者」という)の申立てによつて、被告事件の犯罪行為によつて発生した直接の物的被害及び治療費損害の賠償を命じることができる。

- (2) 裁判所は、第一項に規定した罪及びそれ以外の罪に関する被告事件において、被告人と被害者との間に合意された損害賠償額についても、第一項の規定によつて賠償を命じることができる。

(3) 裁判所は次の各号の一に該当する場合、賠償命令を発してはならない。

- 一、被害者の姓名・住所が不明であるとき
- 二、被害金額が特定されなるとき

三、被告人の賠償責任の存在又はその範囲が明白でないとき
四、賠償命令によつて、公判手続が著しく遅延する虞れがあるとき、又は刑事訴訟手続において、賠償命令を発することが相当ではないと認めるとき

第二六条〔賠償の申立て〕 (1) 被告者は第一審又は第二審公判の弁論終結にいたるまで、事件が係属する裁判所に第二五条の規定による被害賠償の申立てをすることが出来る。この場合印紙を貼用することを要しない。

(2) 被告者が賠償の申立てをするには、申立書と相手方被告人の数に相応する申立書副本を提出しなければならない。

(3) 申立書には以下の事項を記載して、申立人又は代理人が署名・捺印しなければならない。

- 一、被告事件の番号・事件名及び事件が係属した裁判所
- 二、申立人の姓名・住所
- 三、代理人が申立てる場合にはその姓名・住所
- 四、相手方被告人の姓名・住所
- 五、賠償の対象と内容
- 六、賠償を請求する金額

(4) 申立書には必要な証拠書類を添付することができる。

(5) 被害者が証人として法廷に出頭したときは、口頭により賠償を請求することができる。この場合、公判調書に申立の趣旨を記載しなければならない。

(6) 申立人は賠償命令の確定にいたるまで、いつでも賠償の申立て

を取下げることができる。

(7) 被害者は、被告事件の犯罪行為により発生した被害に関して他の手続による賠償請求が裁判所に係属中であるとき、賠償の申立てをすることができない。

(8) 賠償の申立ては民事訴訟における訴えの提起と同一の効力を有する。

第二七条〔代理人〕 (1) 被害者は、裁判所の許可を得て、その配偶者・直系血族・兄弟姉妹又は戸主に賠償の申立てに関して代理させることができる。

(2) 被告人の弁護士は、賠償の申立てに関して被告人の代理人として訴訟行為をすることが出来る。

第二八条〔被告人に対する申立書副本の送達〕 裁判所は書面による賠償の申立てがあつたときは、遅滞なくその申立書副本を被告人に送達しなければならない。

第二九条〔期日の通知〕 (1) 賠償の申立てがあつたときは、申立人に公判期日を知りしめなければならない。

(2) 申立人が公判期日の通知を受けても出頭しないときは、その陳述なしに裁判することができる。

第三〇条〔記録の閲覧と証拠の調査〕 (1) 申立人及びその代理人は、公判手続を著しく遅延せしめない範囲内で、裁判所の許可を得て、訴訟記録を閲覧することができ、其他必要な証拠を提出することができる。

(2) 第一条の許可を与えない裁判に対しては不服を申立てることが

できる。

第三条〔賠償命令の言渡等〕 (1) 賠償命令は、有罪判決と同時にこれを発しなければならない。

(2) 賠償命令には、一定額の金銭支払命令を以つて賠償の対象と金額を有罪判決の主文に表示しなければならない。賠償命令の理由は特に必要であると認めるときでなければその記載を要しない。

(3) 賠償命令には、仮執行することができ旨を宣言することができる。

(4) 民事訴訟法第一九九条第三項（※日本民訴法第一九六条に該当）・

第二〇一条（※日本民訴法第一九八条に該当）・第四七三条及び第四七四条（※日本民訴法第五〇〇条及び第五〇一条に該当）の規定は第三項の規定による仮執行宣言にこれを準用する。

(5) 賠償命令を発したときは、有罪判決の正本を被告人及び被害者に遅滞なく送達しなければならない。

第三二条〔申立ての却下〕 (1) 賠償の申立てが不適法であるとき若しくはその申立てに理由がないとき、又は賠償命令をすることが不適法であると認めるときは、決定を以つてこれを却下しなければならない。

(2) 有罪判決の言渡しと同時に第一項の裁判をなすときは、これを有罪判決の主文に表示することができる。

(3) 申立を却下するかその一部を認容する裁判に対して、申立人は、不服を申立てることができず、且つ同一の賠償の申立てをすることができない。

第三三条〔不服〕 (1) 有罪判決に対し上訴の提起があるとき、賠償命令は被告事件と共に上訴審に移審する。

(2) 上訴審において、原審の有罪判決を破棄して被告事件に対して無罪・免訴又は公訴棄却の裁判をしたときは、原審の賠償命令を取消さなければならない。この場合、上訴審において原審の賠償命令を取消さなかつたときは、これを取消したものと同視す。

(3) 原審において第二五条第二項の規定によつて賠償命令を発したときは第二項の規定はこれを適用しない。

(4) 上訴審において原審判決を維持するときにも賠償命令については、これを取消・変更することができる。

(5) 被告人は、有罪判決に対して上訴を提起することなく、賠償命令に対してのみ上訴提起期間内に刑事訴訟法の規定による即時抗告を提起することができる。但し、即時抗告の提起後に上訴権者の適法な上訴があつたときは、即時抗告は取消されたものと看做す。

第三四条〔賠償命令の効力と強制執行〕 (1) 確定した賠償命令又は仮執行宣言付賠償命令を記載した有罪判決書の正本は、民事訴訟法による強制執行に関して、執行力ある民事判決の正本と同一の効力を有する。

(2) 本法による賠償命令が確定したときは、その認容額の範囲内で被害者は他の手続により損害賠償を請求することができない。

(3) 地方裁判所が民事地方裁判所と刑事地方裁判所に分離して設置されているとき、賠償命令に対する請求異議の訴えは、刑事地方

裁判所の所在地を管轄する民事地方裁判所を第一審判決裁判所とする。

(4) 請求に対する異議の主張に関しては、民事訴訟法第五〇一条第二項（※日本民執行法第三五条第二項に該当）前段に規定された制限に従わない。

第三五条（訴訟費用） 賠償命令の手続費用は、特にその負担すべき者を定めた場合を除き国庫の負担とする。

第三六条（委任規定） 賠償命令の手続に関してこの法に特別の規定がない事項は、大法院規則が定めるところによる。

附 則（省略）

Ⅲ 資料、その二

訴訟促進に関する特例法の解説

— 法院行政処 提供 —

一、序

憲法第二六条第三項は「すべての国民は迅速な裁判を受ける権利を有す」と規定している。

憲法のこのような理念が達成されるためには、先ず第一に、迅速な裁判を可能ならしめるように法律上訴訟制度の完備を必要とし、第二に、国民が訴訟手続を十分理解して手続の進行に協力すべきであり、第三に、一部の訴訟当事者等が裁判を遅延させるために故意

に手続を悪用したりまたはその義務を懈怠するようなことがあつてはならないであらう。

訴訟手続の基本法ともいわれる民事訴訟法は一九六〇年四月四日に制定された。以後二〇余年これを施行して今日に及びながら、迅速な裁判の要請と関連して色々な問題が提起されたが、それを改正する機会がなかつた。

立法会議は、民事訴訟法その他訴訟に関連する諸法規を検討して、制度上不備な点を改正し、手続の不当な濫用を規制することによつて、国民の権利救済を迅速にして司法に対する国民の信頼を高めるために、現行訴訟手続を補完する特例を「訴訟促進等に関する特例法」として一九八一年一月二四日に制定することになり、この特例法は、法律第三六一号として同年一月二九日に公布され同年三月一日から施行することになった。

この特例法の施行によつて訴訟手続に重大な変革が生じるのであるが、特にその要点は以下のごとくである。

一、民事上告制度の改正

一、上告理由の制限

従来、高等裁判所または地方裁判所控訴部（抗訴部）の民事判決に「判決に影響を及ぼす法令違反」があれば、その法令違反の内容がどのようなものであるかを問わず当事者は上告する権利があつたが、訴訟促進等に関する特例法（以下「法」と略称する）によれば、このような法律違反の中で「憲法違反、法令の解釈に関する大法院

「判例違反」の場合に限つて、当事者は上告する権利を持つことになり、いわゆる上告理由が大きく制限された(法第一条)。

口、許可上告制度の新設

このように、上告理由を制限するかわりに、前記上告理由には該当しないが法令の解釈に関して重要な問題があると認められるような事件に関しては、当事者は大法院の許可を得て上告することができる旨の許可による上告制度を前記特例法が新設した(法第二条)。

(1) 許可申立書の提出

上告に関する大法院の許可を求めするためには、当事者は不服の対象たる判決をした原審裁判所に、上告期間内(判決正本が送達された日から二週間以内)に上告許可申立書を提出することを要し(訴訟促進等に関する特例法規則(以下規則と略称する)第二条、その申立書には上告状に貼用する印紙の二分の一を貼用しなければならない(規則第三条第三項)。

(2) 申立理由書の提出

原審裁判所が、訴訟記録に上告許可申立書を添付して大法院に送付すると、大法院は申立人に記録を受取った旨を通知する。申立人はこの通知を受け取った日から一四日以内に申立理由書を大法院に提出することを要し、これを提出しない場合は、申立が棄却される(規前第八条)。

申立理由書に理由を記載するに際しては、原審判決のいかなる点か、いかなる理由により、いかなる法令に違背するかを、具体的に示すことを要し、引用する法令、判例又は記録を特定して表示しな

ければならない。

(3) 許可の決定

大法院は、上告許可の申立を審理して理由があると認めるときは上告を許可し、そうでない場合は上告許可の申立を棄却する。上告許可決定があれば、上告許可申立書を提出した時に上告を提起したものと看做すから、新たに上告状の提出を必要としない。

上告が許可された場合においても、大法院が本案審理の結果原審判決を破棄しなければ、顯著に正義と衡平に反すると認めるに足る重大な法令違反があると認めるときに限り原審判決を破棄する。したがつて、上告が許可されたことから必ずしも大法院が原審判決を破棄するものとはいえない。

(4) 印紙の貼り換えと上告理由書の提出

上告が許可されると、申立人はその許可決定正本の送達を受けた日から大法院が定める相当の期間内に上告状に貼用すべき印紙の中で上告許可申立書に貼った印紙を除外した残りの印紙(二分の一)を貼用することを要し、これを貼用しないとき上告状は却下される(規則第一三条)。

なお、申立人は、許可決定正本の送達を受けた日から二〇日以内に大法院に上告理由書を提出することを要し、申立理由書を提出したことによつて上告理由書の提出は不要とされるものではない(規則第一四条)。上告理由書を、所定の期間内に提出しないと上告は却下される。

これ以後の手続は民事訴訟法による元来の手続による。

(5) 上告と上告許可申立ての競合

法第一一条に規定されている上告理由もあり、なお法第一二条に規定されている許可申立事由も存在するとき、当事者は上告期間内に上告を提起すること、また上告許可の申立てをすることも可能である(規則第四條)。但し、この場合は上告状と上告許可申立書に各別に印紙の貼用を要するからそれだけ費用負担が加重されることになる。

(6) 必要的許可

上述の場合に、当事者が上告許可の申立だけをしながら、その申立理由として法第一一条に定められた上告理由を共に主張したとき、その上告理由が一応理由ありと認められる以上、必ず上告を許すべきであるとされている(必要的許可、規則第一五條)。したがって、この方法を利用すれば、かえって上告を上告許可の申立てとを重複して提起する場合の費用の加重を避けることができる。

ハ、再抗告の場合

上告理由の制限と許可上告制度に関する特例法の前記規定は、再抗告についてそのまま準用される(法第一三條)。

二 改正の趣旨

上告制度の前記改正は、大法院をして法令解釈の統一というその本来的機能を全うさせ、その過大な業務量を軽減し、無益な上告による紛争終結の遅延と訴訟費用加重の悪弊を除去するために、上告理由を制限するものであるが、他方においては、国民の権利救済がおろそかにされることがないように、重大な法令違反によつて顯著

に正義と衡平に反する原審判決に対しては、大法院の許可を受けて上告することができる道を開くという点にその意義があると言えらる。この制度が成功裡に施行されるときは、

(イ) 当事者が無益な濫上告を自制することになり、紛争の終結と権利救済の迅速化がはかられる。

(ロ) 大法院が重要な法律問題に関してより深みのある方向を提示することが可能になる旨が予想される。

ホ、留意すべき点

高等裁判所または地方裁判所控訴部(抗訴部)の判決に対して不服申立を欲する当事者は、その不服を上告の方法によるべきか、また上告許可申立の方法によるべきかを慎重に考慮して判断すべきである。

三、刑事訴訟手続上の損害賠償命令

イ、制度の趣旨

従来、他人の犯罪によつて被害を受けても、時間と費用の負担のために、民事訴訟による損害賠償請求を諦めることが多く、このような現象はその被害が比較的少額である場合に特に顯著であった。

一般大衆のこのような不便を解消するために、犯罪の被害者が別に民事訴訟を提起しなくても、その被告人に対する刑事訴訟手続において費用負担なしに迅速に賠償命令を受けることができる制度を新設するようになった(法第二五條以下)。

ロ、手続

第一審または第二審の刑事公判手続において、傷害罪、業務上過失致死傷罪、財産罪等、一定範囲の犯罪に関して有罪判決を宣告する場合、職権または被害者の申立によつて、有罪判決主文において、賠償の対象と金額を特定して賠償命令を下すことになる。

ハ、賠償の対象

直接の物的被害、傷害治療費及び当事者間で合意された損害賠償額に限つて賠償命令が認められる。

二、制限

被告人の責任が明らかでない場合、または公判手続を顕著に遅延させる虞れがある場合には、賠償命令を発することができないものとされている(法第二五条第三項)。

賠償命令は、被害額が少額である庶民につき民事訴訟手続の労を省くために制限的に認められたものであり、賠償命令に認容された金額に関しては、他の手続においてこれを新たに訴求することはできない(法第二五条以下)。

四、法定利率の引上

金銭の支払を目的とする民事訴訟で敗訴した場合は、正当な理由がない限り、その訴状の送達された次の日から従来の如く年五分でなく年二割五分の比率で遅延損害金を支払わなければならない(法第三条)。

この規定は、従来の法定利率(民法第三七九条に規定された年五分)が市中金利に比較してあまりに低いために、不誠実な債務者が、履

行を遅延するか、訴訟を遅延せしめて、かえつて利得する悪弊があったので、これを是正するためである。但し、債権者が訴訟において年二割五分の比率による遅延損害金の支払を請求したときにはじめて、この規定が適用されることに留意すべきである。

五、弁護士報酬の訴訟費用算入

イ、内容

民事訴訟の場合、弁護士に支払つた報酬の中で、大法院規則で定める一定範囲内の金額を訴訟費用として認めることになつた(法第一六条)。

その範囲を定めた大法院規則によると、当事者が弁護士に支払つた報酬のうち、訴訟物の価額に応じて、その一〇%乃至〇・五%を訴訟費用として認めることになり、その比率は訴訟物の価額が増加するにしたがつて、一〇%から〇・五%まで順次通減される(別表二参照)。

ロ、規定の趣旨

この規定は勝訴した当事者が弁護士に支払つた報酬中、適正範囲内の金額を訴訟費用として相手方から支払いを受けることができるようにして、正当な権利者を保護し、当事者も訴訟費用の加重を意識して不当な争いを自制するように誘導するのがその趣旨である。

但し、弁護士に支払つた報酬全額が、訴訟費用として認められるのではないので、当事者は、弁護士に上記訴訟費用算入額だけを報酬として支払えばよいというわけではないことに留意すべきである。

別表二 訴訟費用に算入する弁護士報酬基準

訴訟物の価額	訴訟費用に算入する比率
100万ウォン以下	10%
100万ウォンを超え 200万ウォン以下	8%
300万ウォンを超え 400万ウォン以下	7%
400万ウォンを超え 500万ウォン以下	6%
500万ウォンを超え 1,000万ウォン以下	5%
1,000万ウォンを超え 3,000万ウォン以下	4%
3,000万ウォンを超え 5,000万ウォン以下	3%
5,000万ウォンを超え 1億ウォン以下	1%
1億ウォンを超える	0.5%

※ 訴訟物の価額を算定することができないときは、訴訟物の額を500万ウォン未満とみて、請求の趣旨を基準とする。

※ 被告の全部自白、擬制自白、和解、請求の放棄、認諾その他裁判によらず終了したときは、上記基準の二分の一とする。

六、小額事件審判手続の改善

1、小額事件管轄裁判所と評価の拡張

従来は、事務所、営業所等に勤務する従業員に対する訴訟は営業に関するものに限られていたために、国民にとり著しく不便であった。そこで、これを改めて国民にその職場や勤務地の裁判所で訴訟を遂行することができる旨の規定を新設して、訴訟物の価額を50万ウォンから100万ウォン以下に拡張した(法第一七条)。

口、留意点

従来は、訴訟物価額が50万ウォン以下であれば、事件はその請求の種類と関係なく、すべて小額事件として取扱つたのであるが、一九八一年三月一日からは、小額事件審判規則の改正によつて訴訟物価額100万ウォン以下の、更に金額請求だけを、小額事件として取扱うことになつた。したがつて金銭及びその他代替物の支払請求以外の事件は、その評価の多寡を問わず、すべて小額事件ではないことに留意すべきである。なお小額訴訟を提起する場合、将来証人として必要とされる者の陳述を前もつて公正証書で作成しておいて、これを法廷で証拠として提出すれば、証人訊問という煩雑な手続を経ることなく、直ちに審判を受けることができる点に留意すべきである。

七、不出頭の被告人に対する刑事裁判

イ、内容

従来は、第一審刑事公判手続で被告人が法廷に出頭しなければ裁判をすることができなかつたために、事件が長期闘、または永久的に未済のままに残ることが多かつた。

この特例法では、これを是正するために、被告人の所在不明が六月以上継続した場合は、一定の犯罪に限つて、被告人を公示送達によつて召喚し、召喚を受けた被告人が出頭しなければ、その出席なしに、裁判することができる旨規定した(法第二三条)。

ロ、留意点

公訴提起後住所を変更した被告人は、必ずこれを裁判所に報告しなければ、弁明の機会なしに裁判を受けることになり、場合によつては著しく不利な事例が生じることがあり得ることに留意すべきである。但し、不利益を被つた被告人が、上訴権回復請求手続によつて救済を受けることができる場合があり得ることは勿論である。

(石川明・金洪奎 共訳)

〔後記〕 なお、本法の概要の紹介及び簡単なコメントとして、石川明・韓国「訴訟促進等に関する特例法」(一九八一年一月二九日公布)について・ジュリスト七四九号一五六頁以下を参照されたい。